

令和3年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
17	林政課	個別の事業	当初予算額と決算額の差額について	毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。	過去の実績や翌年度計画を踏まえ、総合的に判断し令和5年度から予算設定を行った。	令和5年度当初予算要求において、過去の実績等を踏まえた予算設定を行う。
18	林政課	個別の事業	工程分析調査委託業務について	民間の知見を蓄積し活用することを目的に、調査を委託しているが、その調査結果をどのように整理していくかを明確にすることが望ましい。	事例について令和6年2月の林業普及指導員の研究発表会において周知した。実用的な工法については、令和5年度から単価表に掲載した。	調査結果から、令和5年度に施業の効率化や省力化等を評価し、事例を取りまとめて、関係機関に周知するとともに、実用的な手法は造林補助事業で活用する。
21	林政課	個別の事業	当初予算額と決算額の差額について	毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。	過去の実績や翌年度計画を踏まえ、総合的に判断し令和5年度から予算設定を行った。	令和5年度当初予算要求において、過去の実績等を踏まえた予算設定を行う。
26	林政課	個別の事業	森林病害虫等防除事業の予算執行率について	ナラ枯れ防除対策にみなかみ町の予算が付かなかった結果、令和2年度に当初予算で計上していた森林病害虫等防除事業の予算執行率が低い状況にあるが、近年ナラ枯れ被害は爆発的に増加しており、将来取り返しのつかないような事態が発生することを避けるためにも、被害防止に必要な措置がとれる体制を整えるべきである。	ナラ枯れ被害対策マニュアルの内容をわかりやすく整理し、令和5年2月に市町村担当者会議において内容周知を行った上で、令和5年3月に改正マニュアルを配布した。	「ナラ枯れ被害対策マニュアル」において、発生後の被害調査から対策、補助制度等の支援事業について明記しており、実際に支援もを行っているが、令和4年度中にマニュアルをよりわかりやすく整理し、対応に漏れがないよう市町村に再周知する。
30	林政課	個別の事業	造林面積の目標設定について	群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)において、多様な森林づくりを進めるため広葉樹造林面積(ha/年)の目標を100haと掲げたが、計画期間中に森林資源の循環利用による林業振興を図るための施策に転換したことにより、令和元年度39ha、令和2年度22ha(但し民有林のみ)と目標には大幅に届かなかった。群馬県森林・林業基本計画2021-2030では、引き続き森林資源の循環利用の推進を図るため、造林面積(ha/年)の目標を現状の2.9倍としているが、この目標達成に向け、造林を推進する体制や造林に必要な苗木生産体制などを整備することが望まれる。	皆伐再造林の推進に向けて、施業の省力・低コスト化が可能となるスマート林業の普及に取り組んでいる。また、皆伐再造林を実践しやすい緩傾斜地を「資源循環林」とゾーニングし、令和6年度から集中的に推進することとした。苗木生産については、新規参入を促す取組として令和5年度に「生産希望者研修会」を開催し、生産体制の強化に着手した。	令和3年度から皆伐・再造林の推進に向けて、森林ゾーニング区分や新たな林業システムを導入し、森林資源の循環利用や造林を推進する体制整備を図っている。また、皆伐・再造林に必要な苗木生産体制などの整備に向けた検討をする。
34	林政課	個別の事業	工事内容変更について	設計変更に当たっては生じうる費用について適切に見積りを行い、必要な費用が適切に計上されていることを検討すべきである。	令和4年10月に、設計変更等の内容が確実に審査できるよう、森林土木検算・審査チェックシートの記載内容を見直した。	令和4年度に森林土木検算・審査チェックシートの設計変更の欄に、工事内容が適正に計上されているのかを確認する項目を追加し、確実な審査の実施を徹底する。また、森林土木技術研修会において、適正な設計変更方法についての研修を行い、監督員の技術力の向上を図る。
39	林政課	個別の事業	林道台帳の情報共有体制について	林道台帳は、市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。	森林クラウドシステムへの搭載情報・搭載方法を整理している途中であり、整理が終わったものから段階的に対応する。	令和4年度に森林クラウドシステムを構築するため、森林クラウド上で利用するデータ整備の中で、台帳の共有化を検討する。
39	林政課	個別の事業	単独林道の開設等に係る費用対効果分析の実施について	単独林道の開設・改良等に当たり、定量的な費用対効果分析が行われていないことから、今後は事業費が一定金額以上のものについては、定量的に費用対効果分析を行い、予算が有効活用されたか否かを検証すべきである。	令和6年度に評価基準を定め、令和7年度から全体計画が一定金額以上の箇所を対象とした費用対効果分析及び事業効果の評価検証を行う。	令和4年度に評価基準を定め、令和5年度から全体計画が一定金額以上の箇所を対象とした費用対効果分析及び事業効果の評価検証を行う。
39	林政課	個別の事業	林道の長寿命化対策(計画的修繕)の推進について	林道の舗装については長期修繕計画がないため、今後は林道台帳に舗装の種類等についても記録し、経年劣化による適切な更新計画を立案し、計画的な修繕を行うことで、舗装部分の長寿命化を図るべきである。	森林クラウドシステムへの搭載情報・搭載方法を整理している途中であり、整理が終わったものから段階的に対応する。	台帳への舗装種類等の記載は、令和4年度に森林クラウドへのデータ移行に合わせて整理する。更新計画の立案者及び修繕を行う林道管理者(市町村等)に対し、更新計画の策定、計画的な修繕について助言する。

令和3年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
44	林政課	個別の事業	補助対象事業の明確化について	補助対象事業の明確化を図るため、対象となる事業を具体的に要綱・要領等に明記すべきである。また、暫定法及び同要領を準用して補助対象事業に該当するか否かを判断するのであれば、その旨、当該補助金に関する要綱又は要領に明記しておくべきである。	令和5年5月に要綱を改正し、補助対象事業を明確化した。	事業の明確化を図るため、令和4年度中に補助対象となる事業を具体的に要綱・要領等に記載する。
45	林政課	個別の事業	補助対象経費の明確化について	現在の運用どおり、当該補助金の補助対象経費を「実行経費又は積算額のいずれか低い額」とするのであれば、補助対象経費の明確化を図るため、その旨、当該補助金に関する要綱に明記すべきである。	令和5年5月に要綱を改正し、補助対象経費を明確化した。	補助対象経費の算出にあたり、実行経費又は積算額のいずれか低い額とする旨を令和4年度中に要綱・要領等に記載する。
49	林政課	個別の事業	交付金の利用向上について	当該事業に基づく交付金の利用が集中している森林事務所管内の利用例を県内の各森林事務所へ周知するなど、交付金の利用向上に向けた取組を行うべきである。	令和5年5月11日に開催した市町村職員を対象とした研修で、交付金制度の説明を実施し、利用の向上を図った。	令和4年度に実施する要望調査に併せて、各森林事務所を通じて各市町村に対し利用例を周知する。
55	林政課	個別の事業	委託契約締結における見積合せの実施について	開発業者であることを理由として一者随意契約とすることは控え、適切な指名人を複数確保して見積合せを実施した上で契約締結を検討するべきである。	次期システム開発から、運用保守を含めた複数年度契約とすることを令和4年度に決定した。	開発済みシステムの保守業務を見積合せとすることは、著作権等の問題で対応は困難である。次期システム開発を行うときは、運用保守を含めた複数年度契約とすることで改善する。
70	林業振興課	個別の事業	ぐんまの木で温もりのある空間づくり予算の執行率が低い	「ぐんまの木で温もりのある空間づくり」事業の予算執行率が低いため、今後当該事業の予算を見直し、予算の有効活用を図るべきである。	「ぐんまの木で温もりのある空間づくり」事業については、申請状況等を踏まえ見直した結果、令和6年度で終了とする。非住宅建築物の木造化については、ZEBモデル推進事業により取り組んでいく。	事業者からの個別の要望については、令和4年度中に、各森林事務所長に対し、積極的に相談に応じるように改めて要請するとともに、所在市町村に対し、県からも要望内容を伝え、県補助金を活用した支援への協力を要請する取組を強化した。また、事業対象となる保育所等の運営主体に向けた周知策として、今後、県域団体や市町村の担当部署に対し、補助事業の概要資料を配布し、施設整備の際の積極的な利用を働きかける予定である。
87	林業振興課	個別の事業	新規林業就業者確保の施策について	新規林業就業者は減少傾向にあるため、新規林業就業者確保のための新たな施策を検討すべきである。	新規就業希望者を対象とした研修等のほか、令和3年度からU・Iターン支援策と連携した取組を実施し、令和5年度新たに、大手求人サイトを活用した戦略的な新規就業者募集と情報発信を進める事業者を支援する「意欲的経営体強化育成事業」を創設した。	林業就業者確保策については、従来から希望者向けの体験ツアーや就業後の技能習得支援など就業者本人に対する施策を講じてきたが、令和3年度から「オールぐんま移住フェア」で林業就業相談窓口を開設するなど、U・Iターン支援策と連携した、家族を含めた移住・定住支援に取り組んでおり、新規就業と定着の両面からの確保策を引き続き講じていく。さらに、令和5年度に向けて、大手求人サイトを活用した、戦略的な新規就業者募集と情報発信を進める事業者に対する支援策の創設を協議していく。
93	森林保全課	個別の事業	一部工事範囲を次年度以降に実施する場合の入札について	緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回し、指名競争入札を実施したところ、当初の請負業者のみが予定価格を下回り落札した。やむを得ない対応ではあるものの、後日、「群馬県公共工事入札監視委員会」などで審議し、問題がなかったことを第三者が検証することが望ましい。	現契約に大きな変更の必要が生じた場合に対応するため、事由による変更の可否及びその後の取り扱いを決め、令和5年度に各執行機関に周知した。また、判断の難しい事案が発生した場合は、第三者に意見を聴くこととした。	入札監視委員会では、委員により抽出された案件を審議しているが、事務局側から審議を依頼できるような仕組みを検討していく。

令和3年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
101	森林保全課	個別の事業	新たな指標等の設定について	当該事業の規模は大きくこ5年では20億円を超える予算となっている。しかし、このような多額の予算規模であるにもかかわらず、当該事業における指標や目標値については、事業に直接関連する具体的な目標とは言い難く、また、県民にとっても分かり難いものとなっていると考えられる。具体的な指標を県独自に設定することが、県民に対する説明責任を果たすことにもつながると考えられる。例えば、県ホームページに以下の記載があるように、当該部分に対して目標値を設定することなどが考えられる。「山地災害危険地区は県内民有林に4,466箇所があるが、治山事業等を着手した割合は約70%に止まる。」これを受けて、今後10年ないし各年度での着手割合など。	治山事業の指標について、県民にわかりやすく、直接事業に関連する新たな山地災害の発生及び発生の恐れがある危険個所の事業化数を指標化し、「山地災害危険地区における新規事業化数」として、群馬県国土強靱化地域計画に令和6年度設定した。その他計画についても随時更新する。	現在、治山事業における施策目標は、「施工安定面積」及び「森林整備面積」としている。これらは、工事により設置した構造物が地面の崩壊や侵食を防止したり、間伐を実施した面積であり、毎年度の工事実績と直接に連動する指標として採用している。御意見の山地災害危険地区の進捗状況については、次のとおり。 ①毎年の工事により平均30カ所程度の進捗があるが、総数が約4,500地区であること。 ②豪雨等により、毎年20カ所程度が新規に指定されていること。このため、過去10年における着手率の進捗が4%程度の増(年0.4%)に止まることとなり、着手率は施策指標として適さないと考えられるが、アウトカム指標として何らかの活用を検討していきたい。
111	森林保全課	個別の事業	保安林台帳の整備について	保安林台帳について各事務所において調査が行われ保安林台帳及び附属図の訂正が実施されるが、保安林情報管理システムへの入力は森林保全課にて行っている。各事務所での保安林台帳及び附属図の訂正入力の際に保安林情報管理システムへの入力も実施するなどの事務手続の効率化が望まれる。	保安林台帳と他の台帳は、管理手法が異なるため、1つに統合することは困難。 必要な情報については、GIS等で共有することで業務の効率化を行う。	令和4年度に森林クラウドシステムを構築する予定であり、市町村や県で管理している民有林関係台帳や附属図の共有化と併せて、各事務所でも更新情報を入力できるようにするなど、事務の効率化について検討していく。
115	森林保全課	個別の事業	活動実績の把握方法について	森林保全巡視指導員及び森林保全推進員の巡視活動について、活動の実態に合わせた活動実績の把握・公表を心がけるべきである。	令和5年度実績から、指導員等の活動の実態に合わせた活動実績を併記し、県ホームページで公表した。	令和5年度(令和4年度実績)から、指導員等の巡視回数に「延べ日数」及び「回った旧市町村数」を併記して、実績等を把握・公表することとする。
123	林政課	個別の事業	指定管理料の妥当性について	伊香保森林公園について、指定管理者からの実績報告書を見ると連続して収支がマイナスとなっている。指定管理者の経営努力の不足によるものなのか、委託料の設定金額自体に無理があるものなのか、実態とすり合わせマイナスの内容を検討する必要がある。	実態に即したものになるよう、令和6年度契約分からの指定管理料を見直した。	指定管理者から業務内容及び支出状況について実績を聞き取り、原因を洗い出し今後の方向性について検討していく。
129	林政課	個別の事業	緑の相談室の相談内容のデータベース化及び情報開示について	緑の相談室の相談内容及び回答をデータベース化し、ホームページで公開することで、群馬県緑化センターが保有する緑化技術を県民に広く普及させるとともに緑化センターの存在を県民に知らしめ、利用者の増加を図るべきである。	緑化センターは令和4年度をもって廃止となった。 なお、SNS等の普及により、緑化技術に関する情報は容易に入手できるため、県ホームページで周知する意義は薄くなっている。	現在、県ホームページにおいて「緑の相談室(主な樹木の植え方、育て方)」というカテゴリの中で、樹種ごとに相談内容の一部を掲載しているが、令和4年度末までに内容を更新し、充実させる。
129	林政課	個別の事業	緑化講座のeラーニング化について	緑化講座について、実地研修が必ずしも必要ないものに関しては、講座の内容を広く県民に普及啓発するため、eラーニング化を検討すべきである。	eラーニング化について検討したが、実地での研修を望む声も多く、緑化技術を実地で学ぶ緑化講座のみ指定管理業務として継続した(緑化センターは令和4年度末で廃止とした)。	緑化講座については、基本的に実地研修を伴うものであり、受講者もそれを期待している。緑化センターは、令和5年度から指定管理者制度を導入する予定であり、実地研修の様子(動画)をホームページにアップするなどeラーニング化について指定管理予定者と令和4年度末までに協議する。
133	林政課 森林保全課	個別の事業	私有林に係る台帳整備について	私有林に係る台帳は「ぐんま緑の県民基金森林整備台帳」や「保安林台帳」など複数存在するが、私有林に係る情報を記録するという目的は変わらないため、私有林に係る台帳は統一したひな形を用意し、当該ひな形に記録し、私有林に係る情報の共有を図るべきである。	各台帳において、情報のベースがそれぞれ異なるため、すべての台帳を1つに統合することは困難。 必要な情報については、GIS等で共有することで業務の効率化を行う。	令和4年度に森林クラウドシステムを構築する予定。森林クラウド上で利用するデータ整備と併せて、台帳の統一化・共有化を検討する。
134	林政課 森林保全課	個別の事業	私有林調査に係る情報共有について	私有林に係る台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、私有林に係る情報を共有できるようなシステムを開発すべきである。	令和6年度に運用を開始したぐんま森林クラウドシステムで、県と市町村の森林情報の共有を行った。	令和4年度に森林クラウドシステムを構築する予定。森林クラウド上で利用するデータ整備と併せて、市町村等との台帳の共有化を検討する。

令和3年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年度時点における対応状況
					内容	内容
135	林政課	個別の事業	契約変更を繰り返すことについて	「公共工事設計労務単価」の改定を理由に当初契約の翌日に契約変更を行っているが、当初契約に単価改定を反映させていけば良いもので、わざわざ翌日の手続にしてまで変更することの必然性に乏しく事務効率を著しく損ねている。また、第2回の変更では「積雪期となり、現地調査が不可能」を理由に工期を3月31日から年8月31日に延長しているが、これについても当初契約の時点で積雪の状況を把握できたはずであり、契約変更を繰り返すことで事務効率を著しく損ねている。契約変更は、むやみに繰り返すべきではなく、当初の段階で見込めるものは全て反映させて契約を結ぶことにより、事務手続を簡素化して事務の効率化を図る必要がある。	単価改定等の時期を踏まえた発注時期の決定、当初から把握できる気象条件等を考慮した工期の設定により、不要な契約変更をなくし事務手続の簡素化を図るよう、令和5年4月18日に開催した担当者会議で周知した。	単価改定等の時期を踏まえて発注時期を決定するとともに、積雪状況等の当初から把握できる条件を考慮し、工期を設定することで、不要な契約変更をなくし事務手続の簡素化を図るよう、令和5年4月に開催される担当者会議で周知徹底する。
139	林政課	個別の事業	林道台帳の情報共有体制について	林道台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。	森林クラウドシステムへの搭載情報・搭載方法を整理している途中であり、整理が終わったものから段階的に対応する。	令和4年度に森林クラウドシステムを構築するため、森林クラウド上で利用するデータ整備の中で、台帳の共有化を検討する。
154	林業振興課	個別の事業	実際の条項に合わせた要綱の改正について	運営要綱や取扱要領との齟齬が生じない条項となるよう群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱の改正を行うべきである。	群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱について、令和4年9月1日に所要の改正を行った。	関係要綱・要領と齟齬が生じないよう、令和4年度中に要綱を改正する。
188	林政課	一般財団法人群馬県森林・緑整備基金	チャリティコンペの開催方法の見直しについて	チャリティコンペ開催に当たっては、チャリティコンペの趣旨に沿うよう、参加者1人当たりの参加費を値上げする、参加者に渡す賞品代金の総額を値下げするなどの措置を講じ、コンペにおける賞品代総額を参加者から集めた参加費総額に収め、実質的にも参加者の「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付したといえるようにすべきである。	令和4年度は共催による開催を見合わせた。 令和5年度からは開催方法を見直し、参加者から集めた参加費の一部と協賛金の全額をチャリティ募金として寄付することとした。	対象団体において、対応を検討中である。
192	林政課	一般財団法人群馬県森林・緑整備基金	理事の構成について	新たな知恵や発想を取り入れて安定した経営を行っていくため、更に幅広い多様な人材の理事への登用を検討すべきである。	監査意見に沿って、元県職員、林業関係者以外の外部人材として、令和5年6月23日付けで教育関係者である女性教授を理事に登用した。	監査意見に沿って、検討する。
193	林政課	一般財団法人群馬県森林・緑整備基金	森林公園管理事業(指定管理事業)への人件費の配賦について	森林公園管理事業の収支計算において、人件費の金額を実際に掛かった金額ではなく、収支計算がゼロになるような金額で調整している。これでは、実際に掛かった費用を算定することができないため、毎月、指定管理者業務に従事した時間を把握し、それに各人の単価を乗じることにより人件費を計上することにより、正しい損益を把握することが望ましい。	令和4年度決算において、実際に指定管理業務に掛かったすべての費用を反映させる計上方法に改めた。	人件費の算定については、実際に指定管理業務に掛かった費用が反映されるよう、令和4年度中に計上方法を見直す予定である。
196	林政課	一般財団法人群馬県森林・緑整備基金	県による土地、建物の使用許可について	当財団法人に対する土地、建物の使用許可は、徴収している使用料が民間の一般的な賃貸物件と比較して非常に低額であり、県の入札に参加する当財団法人に有利に働き、入札における公平な競争を阻害することから、使用許可を見直すべきである。また行政財産の目的外使用を許可する場合には、使用する事業者を特定するのではなく公募等により幅広く使用者を募るべきである。そして、長期間の使用を認めるのであれば、使用許可の場所について行政財産から普通財産への変更を検討して、入札において賃付料を決定することにより使用料(賃付料)の増額を図り、県有財産を有効活用することが望まれる。行政財産の使用許可とは元々限定列举された目的の範囲内においてなされるべきであって、営利行為を目的とした団体への使用許可は一時的なものであるべきであることから、当該団体が今後も継続的に使用するのであれば普通財産への種別替えを検討すべきである。	当該土地・建物を行政財産として整理し使用許可をしているが、令和5年度から使用料の免除は行っていない。	使用許可については、経営状況に鑑み、令和5年度から使用料の免除を行わない。当該団体は、県出資法人であり、公的森林整備や群馬県林業労働力確保支援センターなどの事業を実施していることから、建物及び土地の使用を許可している。許可については、毎年度見直しており、また、今後の施設のあり方を再度検討したが、公用及び公共用に供していることから、引き続き、行政財産として整理する。